第四号の⑴様式第一部第４の１中⑹を⑺とし、⑶から⑸までを⑷から⑹までとし、⑵の次に次のように加える。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(14－２)

	第　四半期会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）	第　四半期会計期間 （　年　月　日から　年　月　日まで）
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額		

第四号の⑴様式記載上の注意⑸ａ中「経営指標等」の次に「(指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により四半期連結財務諸表を作成した場合（特定会社（四半期連結財務諸表規則第１条の２に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。)が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)は、これらの経営指標等に相当する指標等((21) のｇにより指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等))」を加え、同記載上の注意⑹ｂ中「セグメント情報」の次に「(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。)」を加え、同記載上の注意⑼ａ中「３」を「４」に改め、同記載上の注意（９－２）ａ中「(四半期連結財務諸表規則第２条第13号に規定するキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表を作成していない場合には四半期財務諸表等規則第３条第８号に規定するキャッシュ・フロー)。(11) のａ」を「(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式」に改める。

第四号の⑴様式記載上の注意⑿ｃを次のように改める。

ｃ　会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

第四号の⑴様式記載上の注意⑿中ｈをｉとし、ｄからｇまでをｅからｈまでとし、ｃの次に次のように加える。

ｄ　「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第１項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第２項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第１項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。

会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

ｅ　会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a)　第19条第９項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

(b)　当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(c)　提出者の株券の売買（令第26条の２の２第１項に規定する空売りを含む。)に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(d)　提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(e)　その他投資者の保護を図るため必要な事項

第四号の⑴様式記載上の注意⑿中ｆをｇとし、ｅの次に次のように加える。

ｆ　行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び（13）のｅの(a)から(e)までに掲げる事項を欄外に記載すること。